

平成20年10月23日

各 位

会社名 ばんせい証券株式会社

代表者 代表取締役社長 藤井 史郎

吸収分割契約締結に関するお知らせ

当社は、平成20年10月23日開催の取締役会の決定により、ユニマツ山丸証券株式会社（本社：東京都中央区）の証券営業部門の一部の権利義務を簡易会社分割（吸収分割）により承継することに関しまして、本日同社と吸収分割契約を締結致しましたのでここにお知らせいたします。

また、両社にてそれぞれ開催する臨時株主総会の決議を条件として、効力発生日（平成20年12月1日予定）と同時に、当社は「ばんせい山丸証券株式会社」に、相手会社であるユニマツ山丸証券株式会社は「ユニマツ証券株式会社」に商号変更する予定でございますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 簡易会社分割の目的

当社は、個人投資家の方には、Face to Faceで資産状況を把握し、ライフプランにあわせて株式・投信・債券等をご提案させていただくのはもちろんのこと、そのお客様にあった独自の金融商品の情報提供を行っております。営業基盤の中心は、当社発祥の地である京都であったが、今後の更なるステージアップを鑑み、首都圏での営業基盤強化を進めている最中であります。

また、ユニマツ山丸証券株式会社は経営基盤の強化およびビジネスモデルの変革を実現するため、対面取引を中心とした証券営業からオンライン取引を中心とした金融商品取引事業に経営資源を集中させる取り組みを行っております。

当社におきましては、目標達成には首都圏での営業基盤の構築が急務と考え、一方ユニマツ山丸証券株式会社におきましては、吸収分割により経営資源の集中、経営基盤の強化およびビジネスモデルの変革を推し進めており、両社のニーズが合致しましたことから、ユニマツ山丸証券株式会社の証券営業部門の一部を簡易会社分割により当社に承継することに関しまして、双方で慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終合意に至ったものであります。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割最終契約承認取締役会	平成20年10月23日
分割最終契約締結	平成20年10月23日
臨時株主総会	平成20年11月18日（予定）
効力発生日	平成20年12月1日（予定）
社名変更日	平成20年12月1日（予定）

※ なお、本会社分割承継は、当社においては、会社法796条第3項の規定により、株主総会の承認を省略するものとする。

(2) 分割方式

ユニマツト山丸証券株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 交付する金銭

本吸収分割契約に際し、当社はユニマツト山丸証券株式会社の権利義務を承継する対価として金銭の支払いを行う予定です。

(4) 承継会社が承継する権利義務

当社は、本事業の一部において遂行上必要とされる当該事業に係る資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利・義務をユニマツト山丸証券株式会社から承継致します。

(5) 債務履行の見込み

当社及びユニマツト山丸証券株式会社が吸収分割後に負担する債務については、いずれも履行の見込みに問題無いものと判断致しております。

3. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

ユニマツト山丸証券株式会社の証券営業部門の一部であり、当該部門におきましては対面営業により一般個人投資家または事業法人等を対象として、投資目的、資産状況等にマッチした資産運用のアドバイス及び金融商品の販売・仲介を行っております。

(2) 承継する資産、負債の項目

承継の対象となる証券営業部門の一部で分別管理している顧客預かり資産、移管する顧客の情報及び当該顧客とのサービス提供契約における権利・義務それらに付随する帳票、文書、事業運営に必要な契約をユニマツト山丸証券株式会社から承継致します。

以上